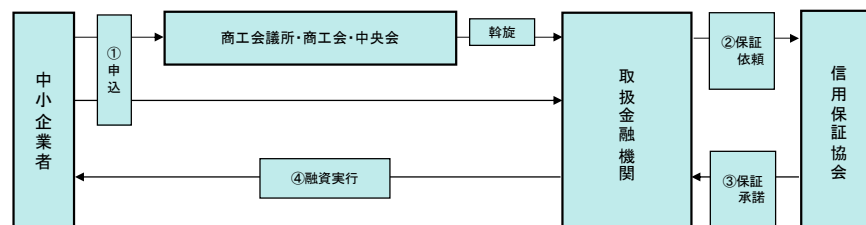


県の中小企業者向け融資制度(抜粋)

R3.4.1現在  
熊本県商工振興金融課

資金名	融資対象者 (抜粋)	融資限度額 融資期間	融資利率 保証料率	保証人 担保	申込先
① 産業活性化資金(一般枠)	○施設又は設備の近代化を行う者 ○ISO取得等による経営基盤の強化を行う者 ○商品仕入等事業経営の安定化を行う者	○設備資金 1企業 5,000万円 1組合 1億円 1年以上10年以内 (据置1年以内) ○運転資金 1企業 2,500万円 1組合 5,000万円 1年以上5年以内 (据置6月以内)	○融資利率 7年以内:固定 年1.90%以内 7年超 :固定 年2.05%以内 ○保証料率 年0.45~1.90%	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
② 金融円滑化特別資金	3ヶ月の平均売上高等が前年同期の売上高等に比して3%以上減少している者	1企業 5,000万円 1組合 1億円 1年以上10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 3年以内:固定 年1.7%以内 5年以内:固定 年1.9%以内 7年以内:固定 年2.0%以内 7年超 :固定 年2.3%以内 ○保証料率 年0.45~1.3%(県補助後)	○担保 必要に応じて徴求	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
③ 小規模事業者おうえん資金	本資金と既存の保証付融資残高との合計が2,000万円以下となる小規模企業者	○設備資金 1企業 2,000万円 1年以上7年以内 (据置6か月以内) ○運転資金 1企業 2,000万円 1年以上5年以内 (据置6か月以内)	○融資利率 3年以内:固定 年1.30%以内 5年以内:固定 年1.45%以内 7年以内:固定 年1.60%以内 ○保証料率 年0.50~1.35%(県補助後)	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ○担保 原則不要	商工会議所 商工会 熊本県信用組合 くまもと産業支援財団
④ 中小企業短期資金	季節的及び短期的な運転資金を必要とする者	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額 1年以内	○融資利率 固定 年1.80%以内	金融機関所定	取扱金融機関
⑤ チャレンジサポート資金	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う者	○設備資金 1企業 8,000万円 1年以上7年以内 (据置1年以内) ○運転資金 1企業 8,000万円 1年以上5年以内 (据置1年以内)	○融資利率 【責任共有対象】 固定 年1.80%以内 【責任共有対象外】 5年以内:固定 年1.5%以内 7年以内:固定 年1.6%以内 7年超 :固定 年1.7%以内 ○保証料率 【責任共有対象】 年0.45~1.35%(県補助後) 【責任共有対象外】 年0.50~1.40%(県補助後)	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ○担保 必要に応じて徴求	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑥ 創業者支援資金	事業を営んでいない個人が県内で事業を開始するもの	1企業 2,000万円 1年以上10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 3年以内:固定 年1.30%以内 5年超 :固定 年1.45%以内 7年以内:固定 年1.60%以内 7年超 :固定 年1.65%以内 ○保証料率 年0.35%(県補助後) ※信用保証協会の専門家派遣事業を利用する場合は、別途、同協会が0.1%割引	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ○担保 不要	商工会議所 商工会
⑦ 新事業展開支援資金	現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画の異業種への進出を図る者	○設備資金 1企業 5,000万円 1組合 1億円 1年以上10年以内 (据置1年以内) ○運転資金 1企業 2,500万円 1組合 5,000万円 1年以上10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 7年以内:固定 年1.90%以内 7年超 :固定 年2.00%以内 ○保証料率 年0.45~1.90%	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ○担保 必要に応じて徴求	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑧ 事業承継者おうえん資金	○事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 ○経営承継円滑化法第12条1項1号の規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者	1企業 5,000万円 1年以上10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 7年以内:固定 年1.70%以内 7年超 :固定 年1.80%以内 ○保証料率 年0.45~0.50%(県補助後)	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ○担保 必要に応じて徴求	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
	○経営者保証コーディネーターの確認等の要件を満たした者		○融資利率 7年以内:固定 年1.70%以内 7年超 :固定 年1.80%以内 ○保証料率 年0.20~0.25%(県補助後)	○保証人 徴求しない。 ○担保 必要に応じて徴求	
⑨ 資金繰り安定借換資金	下記の①、②のいずれにも該当する者 ①県制度融資の地震残高を有する者 ②3ヶ月の平均売上高等が地震発生直前同期の売上高等に比して減少している者	1企業 5,000万円 1年以上10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 3年以内:固定 年1.50%以内 5年以内:固定 年1.65%以内 7年以内:固定 年1.80%以内 7年超 :固定 年2.00%以内 ○保証料率 年0.45~0.50%以内(県補助後)	○保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ○担保 必要に応じて徴求	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会

【申込の流れ】



新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少された場合

資金名	融資対象者	融資限度額 融資期間	融資利率 保証料率	保証人 担保	申込先
金融円滑化特別資金(コロナ分) 【セーフティネット保証4号】	直近の1ヶ月の売上が前年同 月比で減少(▲20%以上)か つ、その後2ヶ月を含む3カ月間 の売上が前年同期比で減少(▲ 20%以上)する見込みの者	1企業 8,000万円 1組合 8,000万円 1年以上10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 3年以内:固定 年1.50%以内 5年以内:固定 年1.65%以内 7年以内:固定 年1.80%以内 7年超 :固定 年2.00%以内  ○保証料率 年0.50%(県補助後)	○保証人 原則として、法人代表 者以外の連帯保証人 は不要。	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
金融円滑化特別資金(コロナ分) 【危機関連保証】	直近の1ヶ月の売上が前年同 月比で減少(▲15%以上)か つ、その後2ヶ月を含む3カ月間 の売上が前年同期比で減少(▲ 15%以上)する見込みの者	1企業 8,000万円 1組合 8,000万円 1年以上10年以内 (据置2年以内)	○融資利率 3年以内:固定 年1.50%以内 5年以内:固定 年1.65%以内 7年以内:固定 年1.80%以内 7年超 :固定 年2.00%以内  ○保証料率 年0.50%(県補助後)	○担保 必要に応じて徴求	

令和2年7月豪雨で被災された場合

資金名	融資対象者	融資限度額 融資期間	融資利率 保証料率	保証人 担保	申込先
金融円滑化特別資金(豪雨分)	○令和2年7月豪雨に係る罹災 証明書を有している者  ○令和2年7月豪雨に係るなり わい再建支援補助金の交 付決定を受けた者	1企業 8,000万円 1組合 8,000万円 10年以内 (据置1年以内)	○融資利率 2年以内:固定 年1.30%以内 3年以内:固定 年1.50%以内 5年以内:固定 年1.65%以内 7年以内:固定 年1.80%以内 7年超 :固定 年2.00%以内  ○保証料率 年0.00%(県補助後)	○保証人 原則として、法人代表 者以外の連帯保証人 は不要。  ○担保 必要に応じて徴求	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会